

別表第十三その三（第八十六条の七関係）（平21防省令13・追加、平30防省令2・令元防省令4・一部改正）

		文書番号
		発簡年月日
(都道府県知事) 殿		
		(防衛大臣) (陸上総隊司令官等) 印
処 分 要 請 書 (取扱物資の保管)		
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第1項本文の規定に基づき、次 第103条第2項		
のとおり取扱物資の保管に係る処分を要請する。		
種 類		
数 量		
保管すべき場所		
保管すべき期間		
保管すべき理由		
連 絡 先		
備 考		

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「種類」の欄には、保管する物資が特定できるような事項を記載する。
(例えば、具体的な医療品、燃料、建築用資材、食料等の種類)
- 2 「数量」の欄には、保管する物資の個数、重量等を記載する。
- 3 「保管すべき場所」の欄には、保管場所が特定できるような事項を記載する。

なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内又は同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。

- 4 「保管すべき期間」の欄には、保管の開始及び終了の期日(終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、開始から一定の期間後の特定した日)を記載する。
- 5 「保管すべき理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、取扱物資の保管を命じる目的、必要性等について記載する。
- 6 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

注： 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体の職員に取扱物資の保管を行わせることが必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。